

保新コ第128号
令和2年10月12日

内閣官房長官 加藤 勝信 様

福岡市長 高島 宗一郎

新型コロナウイルス感染症対策に関する関係法令改正等の要望

日頃から格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、福岡市におきましても、家賃支援等、県が行う休業要請等の実効性を高めるための独自支援策や、全国有数の繁華街である中洲地区における無料PCR検査などを実施し、現在は、感染者数に落ち着きが見られるようになってまいりました。

しかしながら、季節性インフルエンザの流行期を迎えるにあたり、引き続き社会経済活動を止めることなく感染拡大防止を図るためには、緊急事態宣言期間中に実施した広範かつ大規模な対策ではなく、より実効性のある対策が求められます。

それには、保健所設置市が主体となり、実効性ある積極的疫学調査によって感染動向をいち早く把握し、施設や業種など範囲を限定して利用時間の短縮要請を行う等、ピンポイントな対策を行うことが効果的だと考えておりますが、法令上の限界等により、実施できない状況でございます。

つきましては、保健所設置市が、地域状況に応じたピンポイントな対策を総合的に実施できるよう、特措法と感染症法の改正等及び財政面や人材確保のご支援をいただきますよう、以下のとおり要望させていただきます。

秋以降に懸念される感染拡大に対応するため、早急にご検討賜りますよう、何卒よろしくお願いたします。

1 特措法に関すること

- (1) 第24条第9項の権限について、都道府県に加え、希望する保健所設置市にも付与すること
- (2) 休業要請に従わない施設に対して、施設名の公表を緊急事態宣言期間中以外にも可能とするなどの規定を設けること

【要望の背景】

保健所設置市は、一定の都市規模を有していることから、県内でも早期に感染者数の急増が発生する場合が想定され、積極的疫学調査により感染経路や感染動向をいち早く把握し、感染拡大防止のため迅速にピンポイントな対策をすることが求められる。しかしながら、特措法第24条第9項に規定される権限は都道府県知事にしか与えられておらず、後述するとおり感染症法による調査は、基本的に「個人」を対象としたものであり、店舗・事業者などを対象とした権限を有しないため、特定の地域・業種に対する法的な要請行為が実施できない。

そのため、希望する保健所設置市に特措法第24条第9項に規定される権限を付与することで、特定の地域や業種へのピンポイントかつ迅速な対策を実施することが可能となる。

また、これまで県の休業要請に従わなかった者が一定確認されたため、休業要請に従わない施設名の公表を緊急事態宣言期間中以外にも可能とするなどの規定を追加することで、対策の実効性を高めることが望ましいと考える。

2 感染症法に関すること

- (1) 店舗、事業所等への調査・指導権限を付与すること
- (2) 保健所による疫学調査への協力を義務化し、罰則規定を設けること
- (3) 療養施設等での療養について法律に定めるとともに、保健所の指示事項遵守に係る規定を設けること

【要望の背景】

感染経路や感染状況の把握のため行う保健所の積極的疫学調査に対して虚偽の答弁や調査を拒む店舗、事業者等や個人がおり、濃厚接触者の把握など、感染拡大防止対策を行う上での大きな妨げとなっている。

積極的疫学調査は、感染症法第15条第1項に基づき、個人及びクラスターが発生した店舗関係者等に対して行っているが、店舗や開設法人等が対象となることについては明文化されておらず、調査への協力も同条第6項に規定される努力義務にとどまっている。また、現行法では、「調査」等の権限は明記されているものの、「指導」については記載がなく、関連他法令に基づく立入に同行した際も、啓発をするのみにとどまっている。

そのため、積極的疫学調査の対象が店舗等の施設や法人等にも及びうること、及び、職員が感染防止のための「指導」を行えることを明文化するとともに、調査の実効性を担保するため、別に政令等で定められた感染症に限り、感染症法第15条の2及び第15条の3に基づく調査と同様に、協力の義務化及び虚偽答弁、調査拒否、妨害等に対する罰則規定が必要と考える。

さらに、入院が必要な患者には感染症法第19条及び20条に基づき強制力をもつ入院措置等が可能であるが、宿泊施設や自宅等、医療施設以外での療養については、法的根拠がなく、やむを得ない理由がないにもかかわらず拒否、あるいは療養中に外出等する事例が生じている。

軽症者・無症状者であっても、他者に感染させるリスクがあることに鑑み、宿泊療養など医療施設以外での療養についても、入院と同様の対応を取れるよう、法に規定する必要があると考える。

3 実効性を確保するための財源等に関すること

1, 2の感染症対策を実施するため、国における財政的支援と、「保健所体制の整備」の早期実現と更なる拡充を実施すること

【要望の背景】

特措法に基づく休業要請を行う場合、併せて経済的支援が不可欠であり、休業要請等を行った場合の財源新設など、国の財政的な支援が必要である。

また、感染症法の改正によって、保健所による積極的疫学調査を強化するにあたっては、今以上に保健師等の専門職人材が必要であり、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に示されている、保健師等の専門職人員確保のためのしくみ作りや、人員体制強化に向けた財政措置、専門性の高い業務に専念できる環境づくりといった「保健所体制の整備」について、早急な実現と更なる拡充が必要である。